

名古屋市公報	令和 2年 9月30日 第71号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課) (第109号)	6
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第110号)	12
○ 名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第111号)	13
○ 保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第112号)	14
告	示	
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第553号)	16
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第554号)	17
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課) (第555号)	18
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課) (第556号)	19
○ 指定管理者の指定の変更について	(子青・青少年家庭課) (第557号)	20
○ 指定管理者の指定の変更について	(観光・文化振興室) (第558号)	21
○ 指定管理者の指定の変更について	(観光・歴史まちづくり推進室) (第559号)	24
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第560号)	25
○ 指定管理者の指定の変更について	(観光・M I C E推進室) (第561号)	26
○ 指定管理者の指定の変更について	(健福・介護保険課) (第562号)	27
○ ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数	(住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第563号)	28
○ 指定管理者の指定の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第564号)	29
○ 指定管理者の指定の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第565号)	32
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第566号)	33
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第567号)	36
○ 名古屋市富田北プールの臨時休館について	(ス市・スポーツ施設室) (第568号)	38
○ 不法物件の除却について	(緑土・河川管理課) (第569号)	39

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第570号)	42
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第571号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第572号)	48
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第573号)	50
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第574号)	52
○ 名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命	(住都・緑都市整備事務所)	(第575号)	53
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第576号)	54
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第577号)	55
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について	(緑土・都市農業課)	(第578号)	56
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第579号)	58
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第580号)	59
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第581号)	62
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第582号)	64
達			
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第53号)	66
農 業 委 員 会 告 示			
○ 農業委員会会長を代理する者について		(第1号)	67
上 下 水 道 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正		(第32号)	68
○ 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正		(第33号)	69
○ 名古屋市上下水道局職員き章規程の一部改正		(第34号)	70
○ 名古屋市上下水道局職員証規程の一部改正		(第35号)	72
交 通 局 告 示			
○ 乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について		(第8号)	74
公 告			

○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	76
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	77
○ 農業委員会総会の開催公告	(緑土・都市農業課)	80
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	81
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	85
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	88
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	89
○ 職員	報	
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	90

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 109号）

1 改正内容

維持保全に関する準則等の作成が必要な建築物の指定等に関し、規定の整備を行います。（第 4条から第 6条まで、第 8条、第 9条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第 110号）

1 改正内容

(1) 期末手当に係る職務段階別加算について、規定の整備を行います。
（第15条の 2関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（第 111号）

1 改正内容

動物愛護センター抑留犬舎の改修工事による飼養管理に係る必要経費の増加に伴い、規定の整備を行います。（第10条関係）

2 施行期日等

(1) 令和 2年10月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市狂犬病予防法施行細則の規定は、施行日以後の飼養管理について適用し、施行日前の飼養管理については、なお従前の例によります。

- 保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則（第 112号）

- 1 改正内容

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部改正に伴い、規定を整備します。

- 2 施行期日

令和 2年10月1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第53号）

- 1 改正内容

生活保護法（昭和25年法律第 144号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（別表第 2関係）

- 2 施行期日

令和 2年10月 1日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 14 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 109 号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物）

第 6 条 法第 8 条第 2 項第 2 号の規定により特定行政庁が指定する建築物は、第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物とする。

第 8 条第 1 項中「別表 5 項ア欄に掲げる建築物」を「次に掲げるもの（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令第14条の 2 第 1 号に掲げる建築物で、次のいずれかに該当するもの（令第13条第 1 号に規定する避難階以外の階を法別表第 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途に供しないものを除く。）

ア 地階又は3階以上の階を別表第1の1項から3項まで又は5項のア欄に掲げる用途に供する建築物（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。）

イ 別表第1の1項ア欄に掲げる用途のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの

ウ 3階以上の階を別表第1の4項ア欄に掲げる用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）

(2) 地階又は3階以上の階を別表第1の6項ア欄に掲げる用途に供する建築物のうち階数が5以上でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

第8条第2項中「別表ア欄に掲げる建築物に対応して同表イ欄に掲げる」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項に掲げる建築物 別表第1ア欄に掲げる用途の区分に応じてそれぞれイ欄に掲げる時期

(2) 令第16条第1項に掲げる建築物 別表第2の1項から4項までのア欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれイ欄に掲げる時期

第8条第5項中「別表1項から5項まで」を「第1項及び別表第2の1項から4項までのア欄」に改める。

第9条第1項第1号中「別表5項ア欄」を「前条第1項」に改め、同項第2号中「別表1項から5項までに掲げる」を「前条第5項の」に、「同条第3項」を「第3項」に改め、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 防火設備 別表第1ア欄に掲げる用途の区分又は別表第2ア欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ該当する表のウ欄に掲げる時期

(3) 換気設備等 別表第1ア欄に掲げる用途の区分又は別表第2の1項から4項までのア欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ該当する表のエ欄に掲げる時期（ただし、規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの表のエ欄中「毎年、」とあるのは、「初めて法第12条第3項の検査を行う年

を始期として3年ごとの」とする。)

第9条第3項中「(法第88条第1項において準用する場合を含む。)」及び「及び令第138条第2項各号に掲げる工作物」を削り、同項第2号中「各階平面図」の次に「(防火設備にあってはその位置、換気設備等にあってはその機械及び器具の位置並びに風道の配置を明示するものとする。)」を加える。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

	ア	イ	ウ	エ
	用途	建築物に係る報告の時期	防火設備に係る報告の時期	換気設備等に係る報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	令和2年を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は共同住宅若しくは寄宿舎（いずれも定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号。	令和4年を始期として3年ごとの4月1日から10月31日まで	毎年、4月1日から10月31日まで	毎年、4月1日から10月31日まで

	以下「告示」という。)第1第2項第1号に掲げるものに限る。)若しくは令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等(告示第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。)			
3	ホテル又は旅館	令和4年を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで
4	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(いずれも学校に附属するものを除く。)	令和3年を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで
5	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、	令和2年(中村区又は中区に所在する建築物にあっては、令和3年)を始期と	毎年、4月1日から10月31日まで	毎年、4月1日から10月31日まで

	ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	して3年ごとの4月1日から10月31日まで		
6	事務所その他これに類するもの	令和2年（中村区又は中区に所在する建築物にあっては、令和3年）を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで

別表第2

	ア	イ	ウ	エ
	建築物	建築物に係る報告の時期	防火設備に係る報告の時期	換気設備等に係る報告の時期
1	令第16条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物	令和2年を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで
2	令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる	令和4年を始期として3年ごとの4月1日から10月31日まで（ホテル又は旅館	毎年、4月1日から10月31日まで（ホテル又は旅館の用途に供する建築物にあ	毎年、4月1日から10月31日まで（ホテル又は旅館の用途に供する建築物にあ

	用途に供するもの	の用途に供する建築物にあっては、6月1日から12月28日まで)	っては、6月1日から12月28日まで)	っては、6月1日から12月28日まで)
3	令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供するもの	令和2年(中村区又は中区に所在する建築物にあっては、令和3年)を始期として3年ごとの4月1日から10月31日まで	毎年、4月1日から10月31日まで	毎年、4月1日から10月31日まで
4	令第16条第1項第4号に掲げる建築物	令和3年を始期として3年ごとの6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで	毎年、6月1日から12月28日まで
5	令第16条第3項第2号に掲げる防火設備を設けた建築物(前4項に該当するものを除く。)		毎年、6月1日から12月28日まで	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 18 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 110 号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号アただし書及びイただし書中「及び第 2 号の 2」を削る。

第15条の 2 第 2 項第 6 号中「職務」を「、職務」に改め、「者」の次に「その他職務の級 4 級にある者であって市長が別に定める者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則第15条の 2 第 2 項第 6 号の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 9月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 111号

名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市狂犬病予防法施行細則（昭和32年名古屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3号中「 400円」を「 500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市狂犬病予防法施行細則の規定は、施行日以後の飼養管理について適用し、施行日前の飼養管理については、なお従前の例による。

保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 9 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 112 号

保健所長委任規則及び動物愛護センター所長委任規則の一部を改
正する規則

(保健所長委任規則の一部改正)

第 1 条 保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

本則第56号から本則第58号までを次のように改める。

(56) 及び (57) 削除

(58) 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例
第16号）第 5 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による届出の受理に関
すること。

本則第59号中「（平成13年名古屋市条例第16号）」を削る。

(動物愛護センター所長委任規則の一部改正)

第 2 条 動物愛護センター所長委任規則（昭和46年名古屋市規則第89号）の一
部を次のように改正する。

本則第 6 号中「関すること（」の次に「同条例第 5 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による届出の受理、」を加え、「及び同条例第 21 条」を「、同条例第 21 条」に改め、「委任」の次に「及び同条例第 25 条による過料の徴収」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 553号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 9月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
株式会社ベストライフ	ベストライフ 名古屋	名古屋市名東区 高間町 197番地 の 1	令和 2年 8月31日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社ベストライフ	ベストライフ 名東	名古屋市名東区 猪子石二丁目 104番地	令和 2年 8月31日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 554号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 9月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ベストライフ中部	ベストライフ 名古屋	名古屋市名東区 高間町 197番地 の 1	令和 2年 9月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社ベストライフ中部	ベストライフ 名東	名古屋市名東区 猪子石二丁目 104番地	令和 2年 9月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 555号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 9月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・ 5・ 133号四谷通隼人町線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

令和 2年 9月14日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 556号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 9月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・5・133号四谷通隼人町線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市千種区東山元町 4丁目、東山元町 5丁目及び東山元町 6丁目地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第 557号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第32号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 名古屋ユースクエア共同 事業体	平成29年 4月 1 日から平成33年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 558 号

指定管理者の指定の変更について

平成28年名古屋市告示第14号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2 年 9 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

名古屋市名 東文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市北 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市緑 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市東 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市熱 田文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市昭 和文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年12月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年12月1 日から令和4年 3月31日まで
名古屋市音 楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁 目40番13号 共立・名古屋共立共同事 業体	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで

名古屋市民 ギャラリー 矢田	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで
----------------------	--	---------------------------------	--------------------------------

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第 559 号

指定管理者の指定の変更について

平成27年名古屋市告示第 151 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2 年 9 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市旧 川上貞奴邸	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 560 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

萩ヶ東地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 269 番	令和2年8月26日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 561 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 830 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2 年 9 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市国際展示場	大阪府中央区淡路町三丁目 6 番 13 号 株式会社コングレ	平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

名古屋市観光文化交流局観光交流部 M I C E 推進室

名古屋市告示第 562号

指定管理者の指定の変更について

平成23年名古屋市告示第 201号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市緑 寿荘	名古屋市中区新栄三丁目 32番17号 社会福祉法人九十九会	平成23年 4月 1 日から平成33年 3月31日まで	平成23年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 563号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及
び選挙すべき委員の数

令和 2年10月11日に執行する名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について、縦覧期間内に土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 3項の規定に基づく異議の申出はありませんでした。

また、同令第22条第 4項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり決めました。

令和 2年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8人

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 564 号

指定管理者の指定の変更について

平成27年名古屋市教育委員会告示第35号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2 年 9 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 名古屋市総合体育館NK 共同事業体	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
名古屋市体育館	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市露 橋スポーツ センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市天白スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町 西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体		
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市千種スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市東スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市上社レクリエーションルーム	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団		

名古屋市港 サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市港 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市名 城プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市熱 田プール	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市楠 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市富 田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 565 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市教育委員会告示第40号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 2 年 9 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 566号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 9月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社和夢	訪問看護ステーション ボギー 黒川	名古屋市北区田幡二丁目 5番 5号	令和 2年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
あいりす株式会社	あいりす訪問看護ステーション	名古屋市西区秩父通 2丁目12番地	令和 2年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
アサヒサンク リーン株式会 社	アサヒサンク リーン在宅介 護センター中 村	名古屋市中村区 十王町 6番12号	令和 2年 9月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
合同会社よつ ば	訪問看護ステーションよつば	名古屋市中川区 西中島一丁目 501番地	令和 2年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人共和	訪問看護ステ	名古屋市港区宝	令和 2年	訪問看護

会	ーション ア イリスみなと	神三丁目 305番 地	9月 1日	介護予防訪問看護
---	------------------	----------------	-------	----------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社優ケア	もあは一と訪問ライフケア	名古屋市東区主税町 4丁目73番地	令和 2年 9月 1日	訪問介護
合同会社皆湧舎	皆湧舎	名古屋市北区金城一丁目 6番16号	令和 2年 9月 1日	訪問介護
株式会社F i v e - Q	ファイブキュー	名古屋市中川区一色新町二丁目2202番地	令和 2年 9月 1日	訪問介護
株式会社NE X T H O P E	デイサービス ネクストホ ープ 神郷	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	令和 2年 9月 1日	通所介護
合同会社芽生	ヘルパース テーションぬく もり	名古屋市南区大磯通 6丁目 7番地	令和 2年 9月 1日	訪問介護
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセ ンター藤が丘	名古屋市名東区本郷二丁目66番地の 1	令和 2年 9月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社きず	デイサービス	名古屋市名東区	令和 2年	地域密着型通所介

な	まなは	文教台一丁目 211番地	9月 1日	護
株式会社Jフ ロンティア	焼山グリーン サロン	名古屋市天白区 焼山二丁目 203 番地	令和 2年 9月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社エデ ン	ケアプラン エデン	名古屋市名東区 文教台二丁目 405番地	令和 2年 9月 1日	居宅介護支援
合同会社カー ムライフ	居宅介護支援 事業所カーム ライフ	名古屋市名東区 牧の里一丁目 1405番地	令和 2年 9月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 567号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 9月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社スマイルケアサービス	リハビリボックス	名古屋市天白区 植田山三丁目 1407番地の 2	令和 2年 5月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社モリハシ電器	有限会社モリハシ電器ヘルスケア一部	名古屋市千種区 宮根台一丁目 6 番 6号	令和 2年 7月13日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
フューチャー スマイル株式	訪問看護ステーション育夢	名古屋市天白区 元植田二丁目	令和 2年 7月29日	訪問看護 介護予防訪問看護

会社		605番地		
アサヒサンク リーン株式会 社	アサヒサンク リーン在宅介 護センター熱 田	名古屋市熱田区 沢上二丁目 5番 26号	令和 2年 7月31日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社T r u s t F e e l	訪問介護事業 所 悠染	名古屋市守山区 喜多山二丁目 5 番15号	令和 2年 7月31日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社NE X T H O P E	デイサービス ネクストホ ープ 神郷	名古屋市中川区 神郷町 1丁目 7 番地	令和 2年 7月30日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社櫻	居宅介護支援 事業所知恵	名古屋市中川区 供米田三丁目 1604番地	令和 2年 7月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 568号

名古屋市富田北プールの臨時休館について

名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号）第 2条第 2項の規定に基づき、名古屋市富田北プールのプールを令和 2年10月13日から令和 2年11月 2日まで臨時休館します。

令和 2年 9月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 569号

不法物件の除却について

河川法（昭和39年法律第 167号）第75条第 1項の規定による河川管理者の監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、次のとおり措置することについて同条第 3項の規定により告示する。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象地及び該当行為

(1) 対象地

二級河川山崎川水系山崎川

愛知県名古屋市瑞穂区河岸町 4丁目81番地先（別図のとおり）

(2) 該当行為

対象地において、河川管理者の許可なく社殿等の工作物を存置すること。

2 違反事項

河川法第24条

3 監督処分に係る措置を命ずる理由

河川改修工事の支障となるため

4 行うべき措置の内容

社殿等の工作物を河川区域外に撤去し、土地を原状回復すること。

5 行うべき措置の期限

令和 2年10月20日

6 河川管理者による措置

5に掲げる期限までに、4に掲げる措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第 9項の規定により、工作物等の所有者等措

置を命ずべき者の負担とする。

なお、対象工作物を撤去・搬出する際には社殿等の原形をとどめることはできません。

名古屋市緑政土木局河川部河川管理課

別図



名古屋市告示第 570号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
かりん薬局那古野調剤セ ンター	名古屋市西区那古野二丁目23番15号	令和 2年 7月 3日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
わたなべ内科クリニック	名古屋市北区水草町 2丁目49番地	令和 2年 7月 1日
やしろ調剤薬局	名古屋市北区八代町二丁目77番地	令和 2年 9月 1日

平成薬局中川店	名古屋市中川区戸田三丁目1902番地	令和 2年 8月 7日
有限会社ミドリ薬局守山 中央調剤センター	名古屋市守山区守山二丁目24番 1号	令和 2年 8月 1日

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
たわだりハビリクリニック	名古屋市港区八百島二丁目 605番地	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 571号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社T S U N A G U
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
介護事業所の名称		ヘルパーステーションかけはし
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社ウイングル
介護事業者の所在地		名古屋市北区楠味鉢五丁目1716番地
介護事業所の名称 地	旧	いつき訪問介護事業所名古屋北
	新	ここは一と楠訪問介護

介護事業所の所在地	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
変更年月日	令和2年9月1日

2 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介護事業者の名称	アサヒサンクリーン株式会社
介護事業者の所在地	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地の1
介護事業所の名称	アサヒサンクリーン在宅介護センター緑
介護事業所の所在地	旧 名古屋市緑区鳴海町字三高根55番地の1
地	新 名古屋市緑区乗鞍一丁目205番地
変更年月日	令和2年8月10日

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称	旧 ナースケア覚王山
地	新 ぬくケア覚王山訪問看護
介護事業所の所在地	名古屋市千種区川崎町1丁目48番地
変更年月日	令和2年8月1日

介護事業者の名称	株式会社ウイングル
介護事業者の所在地	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
介護事業所の名称	旧 いつき訪問看護ステーション名古屋北
地	新 ここは一と訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
変更年月日	令和2年9月1日

介護事業者の名称	株式会社ビーン
介護事業者の所在地	愛知県海部郡蟹江町学戸1-71
介護事業所の名称	訪問看護キープオン中川

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目 611 番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目 1611 番地
変 更 年 月 日		令和 2 年 8 月 1 日

介護事業者の名称		株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目 15 番 18 号
介護事業所の名称 地	旧	港よろづ訪問看護ステーション
	新	ぬくケア名港訪問看護
介護事業所の所在地		名古屋市港区築盛町 106 番地の 1
変 更 年 月 日		令和 2 年 8 月 1 日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業者の名称		たんぽぽ薬局株式会社
介護事業者の所在地		岐阜県岐阜市若宮町九丁目 16 番地
介護事業所の名称		たんぽぽ薬局南陽店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区小賀須三丁目 1203 番地
	新	名古屋市港区小賀須三丁目 507 番地
変 更 年 月 日		令和 2 年 7 月 1 日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社アイエス
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池二丁目 23 番 8 号
介護事業所の名称		アライヴ居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池二丁目 23 番 8 号
	新	名古屋市千種区今池一丁目 26 番 29 号
変 更 年 月 日		令和 2 年 9 月 1 日

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称	株式会社ぬくもあ
----------	----------

介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称 地	旧	港よろづ定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	新	ぬくケア名港定期巡回
介護事業所の所在地		名古屋市港区築盛町 106番地の 1
変 更 年 月 日		令和 2年 8月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社TSUNAGU
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
介護事業所の名称		ヘルパーステーションかけはし
介護事業所の所在 地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
変 更 年 月 日		令和 2年 7月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社TSUNAGU
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
介護事業所の名称		ヘルパーステーションかけはし
介護事業所の所在 地	旧	名古屋市東区矢田二丁目 7番29号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目 4番12号
変 更 年 月 日		令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 572号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
尾上クリニック	名古屋市北区上飯田通 1丁目11番地	令和 2年 8月 1日
今枝歯科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 3番地	令和 2年 9月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
今枝歯科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 3番	令和 2年

	地	9月 1日
--	---	-------

3 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
尾上クリニック	名古屋市北区上飯田通 1丁目11番地	令和 2年 8月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
今枝歯科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 3番 地	令和 2年 9月 1日

5 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
尾上クリニック	名古屋市北区上飯田通 1丁目11番地	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 573号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社H C M 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカ港介護センター 名古屋市港区川間町 2丁目41 番地	令和 2年 9月30日

2 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社H C M 東京都港区東麻布一丁目28番	アミカ港介護センター 名古屋市港区川間町 2丁目41	令和 2年 9月30日

13号	番地	
-----	----	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 574号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社アイアイサービス 名古屋市中村区横前町 100 番地	アイアイサービス中村公園ケアセンター 名古屋市中村区横前町 100 番地	令和 2年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 575 号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員が退任しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第4項の規定により、新たに次の委員を令和2年9月18日付けで任命しました。

令和2年9月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 退任した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は 2号委員の別
古木 茂	岐阜県多治見市脇之島町6丁目38番地の2	1号委員

2 新たに任命した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は 2号委員の別
加納 理行	名古屋市北区駒止町2丁目128番地の2	1号委員

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 576 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 2 年 9 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人ふれ愛 名古屋	名古屋市港区九番町 4 丁目 6 番地の 1	令和 2 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 577号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 159号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、令和元年名古屋市告示第 371号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市南区豊一丁目1722番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壤溶出量基準）
シアン化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 578号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 2年10月26日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の変更案に対し異議がある者は、令和 2年10月26日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 2年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区畑中一丁目1021番

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和 2年 9月24日から令和 2年10月26日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 579号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

令和 2年10月 1日から同月 4日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

令和 2年10月 1日から同月 4日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 580号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
トレ株式会社 名古屋市中区大須 三丁目15番10号	就労継続支援B型 事業所ワンダーワ ーク 名古屋市西区坂井 戸町 219番地	就労継続支援 B型	2310201427	令和 2年 9月 1日
株式会社スマイル ひよこ 名古屋市港区須成 町 1丁目 1番地の 7	訪問介護スマイル ひよこ 名古屋市港区須成 町 1丁目 1番地の 7	行動援護	2311200972	令和 2年 9月 1日
株式会社F i v e ーQ 名古屋市中川区一 色新町二丁目2202 番地	ファイブキュー 名古屋市中川区一 色新町二丁目2202 番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301655	令和 2年 9月 1日

株式会社クリエイターズ 石川県金沢市諸江町上丁 307番地25	脳卒中・身体障害 専門就労支援センター「リハス」 名古屋市中区丸の内二丁目 3番25号	就労定着支援	2316100961	令和 2年 9月 1日
株式会社アイリス 名古屋市天白区一本松一丁目 401番地	あいのかたち 名古屋市中区大須三丁目30番40号	就労継続支援 B型	2316101118	令和 2年 9月 1日
株式会社リーフカンパニー 名古屋市天白区原一丁目 612番地	リーフ大須事業所 名古屋市中区松原一丁目14番11号	就労継続支援 B型	2316101126	令和 2年 9月 1日
有限会社チェリッシュ企画 名古屋市天白区植田二丁目 202番地	風の丘 名古屋市天白区植田本町二丁目1405番地	生活介護	2316401336	令和 2年 9月 1日
特定非営利活動法人つながる暮らし 名古屋市名東区本郷一丁目20番地の1	就労移行支援La・まるKu 名古屋市千種区四谷通 3丁目26番地	就労移行支援	2317101182	令和 2年 9月 1日
合同会社皆湧舎 名古屋市北区金城一丁目 6番16号	皆湧舎 名古屋市北区金城一丁目 6番16号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301634	令和 2年 9月 1日
社会福祉法人ひまわり福祉会 愛知県尾張旭市上の山町間口2584番地2589番地 2	デイセンター風 名古屋市守山区本郷が丘1202番地の1 ショートステイ風	生活介護 短期入所	2317601843	令和 2年 9月 1日

	の丘 名古屋市守山区本 地が丘1202番地の 1			
	グループホーム風 の丘 名古屋市守山区本 地が丘1202番地の 1	共同生活援助	2327600272	令和 2年 9月 1日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンタ ー藤が丘 名古屋市名東区本 郷二丁目66番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001381	令和 2年 9月 1日
合同会社たいよう 名古屋市港区品川 町 2丁目45番地の 8	たいよう 名古屋市港区品川 町 2丁目45番地の 8	共同生活援助	2321200178	令和 2年 9月 1日
S T A Y G O L D 株式会社 愛知県海部郡大治 町大字西條字神田 11番地の 1	フォルトゥーナ 名古屋市中川区江 松一丁目1707番地	共同生活援助	2321300333	令和 2年 9月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 581号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人あい ん 名古屋市中川区大 当郎三丁目1206番 地	相談支援事業所あい ん 名古屋市中川区大 当郎三丁目1206番 地	一般相談支援 特定相談支援	2331300174	令和 2年 9月 1日
		障害児相談支 援	2371300183	
一般社団法人幸 名古屋市守山区大 字中志段味字大洞 口2741番地の 8	ケアサポートつむ ぎ 名古屋市守山区大 字中志段味字大洞 口2741番地の 8	一般相談支援 特定相談支援	2337600262	令和 2年 9月 1日
		障害児相談支 援	2377600263	
社会福祉法人ひま わり福祉会 愛知県尾張旭市上	相談支援風の丘 名古屋市守山区本 地が丘1202番地の	特定相談支援	2337600270	令和 2年 9月 1日
		障害児相談支 援	2377600271	

の町間口2584番地	1			
2589番地 2				

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 582号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人なかよし 名古屋市中川区戸 田 5丁目 304番地	めいせい元気ハウ ス 名古屋市中川区西 伏屋二丁目1419番 地	就労移行支援	2311300533	令和 2年 8月31日
合同会社T r u s t F e e l 名古屋市中区東桜 二丁目22番18号	訪問介護事業所悠 染 名古屋市守山区喜 多山二丁目 5番15 号	居宅介護 重度訪問介護	2317601793	令和 2年 8月31日
医療法人永朋会 名古屋市中種区茶 屋が坂一丁目12番 2号	就労移行支援事業 所F I T 名古屋市名東区社 台三丁目 177番地	就労移行支援	2318000979	令和 2年 8月31日
	就労定着支援事業	就労定着支援		

	所 F I T 名古屋市名東区社 台三丁目 177番地			
エム・オーヒュー マンサービス株式 会社 名古屋市千種区茶 屋坂通 2丁目14番 地	い〜ま F a m i l i a 中川 名古屋市中川区花 池町 1丁目39番地	共同生活援助	2321300069	令和 2年 8月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市達第53号

健康福祉局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2 健康福祉局主管部長の項第11号及び第12号中「第54条の2 第4項」を「第54条の2 第5項」に改める。

附 則

この達は、令和2年10月1日から施行する。

名古屋市農業委員会告示第 1号

農業委員会会長を代理する者について

名古屋市農業委員会の会長を代理する者を次のとおり定めたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

令和 2年 9月16日

名古屋市農業委員会

1 会長を代理する者の氏名

岩田 公雄

2 会長を代理する期間

令和 2年 9月19日から農業委員会会長が選出される日まで

農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局管理規程第32号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第4事業執行関係の表主幹課公所長の欄第1号中「臨時的任用職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同表第4号の次に次のように加える。

4 の 2			会計年度任用職員 の育児休業及び介護 休暇の承認に関する こと。（総務課長）
-------------	--	--	---

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第33号

名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条中「名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）第4条の規定に基づき、」を「職員（」に、「（以下単に「職員」という。）」を「並びに臨時的に任用される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条及び第3条第8項中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別表中「事務職員」及び「技術職員」の次に「、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」を加える。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第34号

名古屋市上下水道局職員き章規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第4条第3項を削り、同条第4項中「職員き章貸与台帳（別記様式第1）を備え付け、職員に貸与したき章を確実に把握」を「職員に貸与したき章を確実に把握するため、職員の所属、補職名、職員番号、氏名、き章番号及び貸与年月日の記録（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を作成」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「き損」を「毀損」に、「別記様式第2」を「別記様式」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

様式	仕様
	地はいぶし銀とし、しゃち及び八の模様並びに枠は純金張りとする。

別記様式第1を削る。

別記様式第2中「き損」を「毀損」に改め、同様式備考を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第35号

名古屋市上下水道局職員証規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条中「及び再雇用嘱託員」を削る。

第4条第1項第3号及び別記様式第1裏中「き損」を「毀損」に改める。

別記様式第1備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 職員証の氏名には、旧姓を併せて記載することができる。ただし、記載されていた旧姓を削除した場合には、削除後の姓の変更により生じた旧姓に限る。

別記様式第2中

「

イ ア以外の変更	変更前
	変更後

を

」

「

イ 旧姓の記載等	変更前
	変更後
ウ 上記以外の変更	変更前
	変更後

に、「き損」を「毀損」に改

」

め、同様式備考を削る。

附 則

この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この規程による改正後の別記様式第 1 の規定は、施行日以後に交付する職員証について適用する。

名古屋市交通局告示第8号

乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

令和2年9月24日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 変更系統

現 行		変 更 後	
系 統 記 号	運 行 区 間	系 統 記 号	運 行 区 間
志段味巡回	東谷山フルーツパーク ～印場駅～小幡	志段味巡回	東谷山フルーツパーク ～名鉄印場～小幡

2 新設停留所

名 称	位 置	
あさひ ろう さい びょう いん 旭 労 災 病 院	回転場	尾張旭市平子町北61番地内

3 変更経路

系 統 記 号	経 路
志段味巡回	(往路) 東谷山フルーツパーク－〔現行と同一経路〕－東尾張病院南－旭労災病院－平子ヶ丘町－桜ヶ丘町一丁目－〔現行と同一経路〕－小幡

	(復路) 小幡－〔現行と同一経路〕－桜ヶ丘町一丁目－平子ヶ丘町－旭労災病院－東尾張病院南－〔現行と同一経路〕－東谷山フルーツパーク
--	---

4 名称変更停留所

現 行	変 更 後
旭 労 災 病 院	ひら こ が おか ちょう 平 子 ヶ 丘 町
守 山 東 中 学 校 前	もり やま ひがし ちゅう がっ こう 守 山 東 中 学 校
印 場 駅	めい てつ いん ば 名 鉄 印 場

5 実施時期

令和2年10月1日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 9月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 9月18日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第52号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第56号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第57号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第58号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第59号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール守山倉庫店

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合地区内 70街区の一部

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
コストコホール セールジャパン (株)	代表取締役 ケン・テリオ	川崎市川崎区池上新町三丁目 1番 4号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
コストコホール セールジャパン (株)	代表取締役 ケン・テリオ	川崎市川崎区池上新町三丁目 1番 4号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年 5月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,515平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

760台

(2) 駐輪場の収容台数

380台

(3) 荷さばき施設の面積

320平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

84立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コストコホールセールジャパン(株)	午前 8時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物東側 平面駐車場①	午前 7時30分から午後 9時30分まで
建物 2階 駐車場②	
建物塔屋階 駐車場③	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年 9月11日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月15日から令和 3年 1月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 9月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開催日時

令和 2年 9月24日（月） 午後 2時45分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

役員の互選

第60号議案 農業委員の議席の決定について

第61号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第62号議案 農地利用最適化推進委員の議席の決定について

第63号議案 農業委員の担当地区の決定について

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目401番 ほか8筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	—	—	—	イトキン(株)	代表取締役 前田 和久	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目1番1号	令和2年5月27日
2	—	—	—	(株)スタイルフォース	代表取締役 渡邊 智則	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	令和2年5月27日
3	—	—	—	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区北青山三丁目6番1号	令和2年5月27日
4	—	—	—	(株)ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号	令和2年5月27日

5	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2丁目 8番	令和 2年 5月 27日
6	—	—	—	(株)トレセン テ	代表取締役 三好 秀樹	東京都中央 区新川 2丁 目15番11号	令和 2年 5月 27日
7	—	—	—	(株)糸重物産	代表取締役 野田 祐嗣	名古屋市中 区伊勢山一 丁目 1番 11 号	令和 元年 11月 1日
8	—	—	—	(株) f i t f i t	代表取締役 林 恵子	東京都世田 谷区用賀四 丁目10番 11 号	令和 元年 11月 1日
9	—	—	—	バリュエ ン ス ジ ャ パ ン (株)	代表取締役 藤田 桂	東京都港区 南一丁目 2 番70号	令和 2年 7月 17日
10	(株)花菱	代表取締役 大野 陽一 郎	東京都千代 田区平河町 二丁目 8番 9号	—	—	—	令和 2年 1月 31日
11	(株)D o c l a s s e t h e S t o r e	代表取締役 林 恵子	東京都目黒 区八雲三丁 目23番20号	—	—	—	令和 2年 3月 15日
12	美珠パール (株)	代表取締役 吉高 正人	三重県伊勢 市小俣町本 町 850番地	—	—	—	令和 2年 3月 15日
13	ドーベル(株)	代表取締役 杉本 重道	東京都世田 谷区太子堂 一丁目12番 1号	—	—	—	令和 2年 3月 15日
14	(有)都路里	代表取締役 江坂 道明	愛知県瀬戸 市水南町99 番地	—	—	—	令和 2年 3月 15日
15	(株)C a t a l p a	代表取締役 藤井 秀樹	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目14番 6号	—	—	—	令和 2年 3月 17日
16	(資)オオハ シ	代表社員 大橋 紀明	名古屋市昭 和区荒田町 5番地 8	—	—	—	令和 元年 10月 31日

17	藤久(株)	代表取締役 後藤 正己	名古屋市名 東区高社一 丁目21番地	—	—	—	令和 2年 5月 31日
18	(有)アトリエ ボズ	代表取締役 柴田 孝史	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目14番12 号	—	—	—	令和 2年 7月 26日
19	(株)ブティッ ク a	代表取締役 本多 洋子	東京都渋谷 区元代々木 町 2番11号	—	—	—	令和 2年 8月 23日
20	(有)オッズオ ン・ジャパ ン	代表取締役 辺士名 き ぬえ	東京都世田 谷区祖師谷 三丁目 4番 5号	—	—	—	令和 2年 8月 9日
21	(株)シバタ	代表取締役 柴田 裕生	岐阜県羽島 市福寿町浅 平 3丁目12 番地	—	—	—	令和 2年 3月 15日
22	(株)瑞香	代表取締役 荒川 孝宜	名古屋市千 種区法王町 2丁目 5番 地	—	—	—	令和 2年 3月 15日
23	カロー(株)	代表取締役 吉田 貞子	大阪市北区 芝田一丁目 1番 3号	—	—	—	令和 2年 2月 28日
24	(株)アートネ ーチャー	代表取締役 ジュリア・ オージェ	東京都渋谷 区代々木三 丁目40番 7 号	—	—	—	令和 2年 3月 6日

3 変更の日

上記2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 9までの小売業者については、入店のため
- (2) No.10からNo.24までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年 9月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月23日から令和 3年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目401番 ほか8筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
栄町ビルB2駐車場	23台	—	23台	—
ナディアパーク駐車場	11台	34台	440台	変更なし
その他駐車場	227台	変更なし	2,724台	変更なし
計	261台	変更なし	3,187台	3,164台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
栄町ビルB2駐車場	午前 9時50分から 午後 8時30分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数
-----	-------

	変更前	変更後
栄町ビル B 2 駐車場	2箇所	—
その他駐車場	29箇所	29箇所
計	31箇所	29箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 9月30日

4 変更しようとする理由

栄町ビル B 2 駐車場閉鎖のため

5 届出の日

令和 2年 9月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月23日から令和 3年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 9月24日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1494号	アストモ スリテイ リング(株) 中部カン パニー尾 張営業所	濱田 和久	愛知県一宮市佐千原 字屋敷 152	令和 2年 8月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 9月24日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1286号	(有)一成工業所	山下 純次	名古屋市西区丸野二丁目44番地	令和 2年 8月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 2年 9 月25日懲戒処分に付した。

令和 2年 9月25日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局主事	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号